

平成 2 8 年 第 1 回

福生病院組合議会定例会会議録

平成 2 8 年 2 月 2 3 日 (火)

平成28年第1回福生病院組合議会定例会

- 1 招集年月日 平成28年2月23日（火）
- 2 招集場所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会議時間 午後1時47分から午後3時38分まで
- 4 出席議員
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 齋藤 成宏 | 2 番 | 吉野 一夫 |
| 3 番 | 原 隆夫 | 4 番 | 印南 修太 |
| 5 番 | 中嶋 勝 | 6 番 | 小宮 國暉 |
| 7 番 | 武藤 政義 | 8 番 | 五十嵐みさ |
| 9 番 | 町田 成司 | | |
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|------------|--------|
| 管理者（福生市長） | 加藤 育男 |
| 副管理者（羽村市長） | 並木 心 |
| 副管理者（瑞穂町長） | 石塚幸右衛門 |
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
- | | |
|-------------|-------|
| 院 長 | 松山 健 |
| 副 院 長 | 小山 英樹 |
| 副 院 長 | 吉田 英彰 |
| 事 務 長 | 川野 治男 |
| 看 護 部 長 | 一柳 景子 |
| 事 務 次 長 | 島田 三成 |
| 庶 務 課 長 | 島田 宗男 |
| 経 理 課 長 | 田野太郁哉 |
| 医 事 課 長 | 軽部 徹 |
| 経 理 係 長 | 市川 仁史 |
| 医 事 課 長 補 佐 | 井口 武 |
| 庶 務 係 長 | 関根 智 |

8 職務のため出席した組織市町職員の氏名

福生市福祉保健部長	橋本 満彦
福生市健康課長	瀬谷 次子
羽村市福祉健康部長	雨倉 久行
羽村市健康課長	野村由紀子
瑞穂町福祉部長	村野 香月
瑞穂町健康課長	福島 由子

平成28年第1回福生病院組合議会定例会議事日程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

(管理者あいさつ)

日 程 第 3 一般質問

日 程 第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて〔福生病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例〕

日 程 第 5 議案第2号 福生病院組合組織条例の一部を改正する条例

日 程 第 6 議案第3号 福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 7 議案第4号 福生病院組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 8 議案第5号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日 程 第 9 議案第6号 平成28年度福生病院組合病院事業会計予算

日 程 第 10 議案第7号 平成28年度福生病院組合組織市町の負担金について

日 程 第 11 議案第8号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に
ついて

午後1時47分 開会

○議長（中嶋 勝君） それでは、引き続きまして、本会議を開かせていただきます。

本日は、平成28年第1回福生病院組合議会定例会の開催を通知しましたところ、公私ともにご多忙の中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成28年第1回福生病院組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長（中嶋 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院組合議会会議規則第95条の規定により、議長において、6番小宮國暉議員並びに7番武藤政義議員を指名します。

○議長（中嶋 勝君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。今次定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長（中嶋 勝君） この際、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。加藤育男管理者。

○管理者（加藤育男君） 本日は、平成28年第1回福生病院組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日ごろから当組合の運営に対しまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことに対し、重ねて御礼を申し上げます。

さて、国の平成28年度予算案が閣議決定されました。一般会計の歳出総額は、96兆7,218億円と、過去最大規模の予算案でございます。予算編成の大きな焦点となった膨らみ続ける社会保障関係費につきましては、昨年6月に閣議決定された「経済・財政再生計画」に沿い、実質約5,000億円の増額に抑制されました。

このような状況を受け、平成28年度の診療報酬改定率は、本体でプラス0.49%、薬価・材料価格ではマイナス1.33%、全体では0.84%のマイナス改定となりました。医師不足など多様な課題を抱え、地域医療の最後の砦としての使命を持つ公立病院にとって、大変厳しい改定内容と捉えております。

国の医療政策は大きな転換期を迎えております。地域医療を取り巻く環境も大きく変わろうとしております。都道府県は、各医療機関からの情報をもとに、医療の必要量を推計し、平成27年4月から、地域医療提供体制の将来像としての地域医療構想の策定が

始まります。国の医療政策の動向を注視するとともに、10年、20年先を見据えることが必要であると考えております。

院内におきましては、4月には、多摩地区の国公立病院では初めての事業となります地域包括ケア病棟が開設いたします。この事業を円滑に進めていくために、患者支援センターの設置を含め、病院全体の組織の整備等が必要でございます。

また、このような大きな変化に伴い、増大する医師の負担及び恒常的な医師不足に対応するため、院長からの医師確保の要請を踏まえ、待遇改善の一助といたしまして、医師手当を増額させていただきたいと考えております。

このため、平成28年度予算案に、事業の実施に必要な経費を計上させていただきました。今後も、医師の確保、病床利用率の向上、そして患者さんに信頼される病院を目指して、院長とともに、引き続き精力的に取り組んでまいりますので、議員並びに関係する皆様のご支援をお願い申し上げる次第でございます。

平成28年度予算について、少しだけ触れさせていただきます。

収益的収入及び支出でございますが、収入は89億8,509万5,000円、支出も同額の89億8,509万5,000円と、収支均衡を原則とした予算編成となっております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は4億9,632万円、支出が5億3,583万円でございます。内容といたしましては、医療器械購入等でございます。

なお、本日ご審議いただきます案件は、「専決処分の承認を求めることについて」をはじめ、「平成28年度福生病院組合病院事業会計予算」「平成28年度福生病院組合組織市町の負担金について」と、そのほか5件の計8件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋 勝君） 以上で、管理者の発言は終わりました。

ここでしばらく休憩に入ります。

再開は午後2時5分といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時04分 再開

○議長（中嶋 勝君） 時間前ですが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告をいただいておりますので、発言を許します。8番五十嵐みさ議員。

○8番（五十嵐みさ君） 一般質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの協議会でも、非常に大きな改革ですとか、給与改定のこと、大幅な大胆なご決断を、ご英断をいただきまして、看護師ですとか、お医者様は大変喜んで働いているのではないかとこのように考えております。

私、ちょっとこの質問をする前に、いろいろ調べたところ、面白いアンケートがございます。これは株式会社のアンテリオという、医薬品ですとか医療機器専門の市場調

査をされている会社でございますけれども、こちらがインターネットのアンケートを行いまして、お医者様を対象に 1,081 人のご回答をいただいています。調査期間につきましては、2013 年 6 月 14 日から 7 月 8 日です。どういう目的で行われたかと言いますと、退職された方、また退職等を考えている方、お医者様方のその理由というところの調査でございました。

お医者様で一番パーセンテージ高かったところが、特に男性のほうなんですけれども、施設、医局との方針が合わなかったというのがまず挙げられておりまして、これが 28.9% になっております。次に、自分自身が考える理想的な医療を提供したかったということが、これが全体的には 19.4%。あとは大体同じような感じで、自身のスキルを活かせなかったとか、自身のスキルを高めたかったとか、先ほどご英断をいただきました、より高収入を得たかったということが続いております。

ただ、転職して何がよかったかと言いますと、62%の方が就業環境が変わったということをおっしゃっておりまして、また、次いで 59.6%、ほぼ変わらない状況で給与が満足になったということです。ですので、先ほどの、これから審議させていただきます予算関係での給与改定、恐らくこの点では非常に満足をしていただけるのではないかと思います。

ただ、これから近いうちにですとか、これから将来にわたって転職を考えたいお医者様、それから、また、ずっと残っていききたいお医者様、というのは、これは公立病院に限りましては、ほぼ半数なんですね。ほぼ 50%ぐらいずつが転職を考えられる、あるいは、いや、そうじゃなくて残るという、いろいろなそういうようなご判断を持っていたりすることが、この調査でわかってまいりました。

そしてまた、看護師さんのほうでは、どういう状況になっているかというのは、一つのレポート、いまどきナースの転職事情って、これもちょっと古い情報になるんですけれども、深澤優子さんという方がお書きになっているところでは、まとめますと、やはり自分の理想とする看護をやりたかったけれども、それが現実と合わなかった。それと、世代間のギャップがあったというような、例えば、本当にベテランの看護師さんというのは、もうバリバリやっていくという、一つは昭和型というふうに述べておられましたけれども、バリバリやっていく。自分のことも犠牲にしながらもうやっていくというタイプの方がいらっしゃいましたが、今では、ちょっとそれがついていけないという方も増えているというような、そのような世代間のギャップというものも出てまいりました。

そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、お医者様の確保ですとか、あるいは定着について、また、看護師さんの確保ですとか、定着について、お金の面はもちろんかと思いますが、それ以外での何か他の病院と比較して、先ほどちょっと地の利が悪いというようなご発言もございまして、これは J R に掛け合って、もっと増やしていただかないといけないのかなというふうに思ったような次第なんです、そのようなことも踏まえまして、何か特色、福生病院の掲げる特色、お給料の面でもそうですし、それ以外のセールスポイント等があるのかどうかということで、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

それと、二つ目といたしましては、福生の市庁舎におきましては、市職員の大量定年を迎えるということで、退職ということが起こりまして、その後の人材確保をどういうふうにするかということで悩んだ時期がございました。病院におきましても、お医者様の大量の退職ということはないかと思えますけれども、ただ、長期の勤務の本当にベテランのお医者様ですね、こちらが離職した場合のスキルですとか専門性の継承という、これを確保するということはかなり難しい、非常に困難ではないかということが予想されますが、その点においてはどのようにお考えなのか伺わせていただきます。

それと、お医者さんや看護師の世代別、2番目の質問とも関連いたしますけれども、やはり多くの方がお年を召しておやめになったとかそういうことがないように、世代別にちゃんと分化がされているのかということで、世代別の定着率ですとか、また、看護師さんは非常に女性の方も多いかと思えますので、その辺の離職される傾向性ですね。看護師さんだけとは限らないんですけれども、お医者様ですとか看護師さんの世代別の定着率、また、離職の傾向性、これらはどういうふうに把握されているのか伺わせていただきます。

それと、4点目といたしまして、絶えず生死と向かい合う、非常に専門職、生死に向かい合う専門職を担っていらっしゃる方々でございますので、大変ストレスというものもお受けになるのではないかと思います。最初のアンケートのところでも、医局ですとか、施設の方針が合わなかったですとか、自身が考える理想的な医療を提供できなかったとか、自身のスキルを活かせる診療が行えなかったと。これはある意味で非常に主観的な部分もあるのではないかと思います。ですので、このようなところを、それぞれの抱える悩み、退職理由に至らないうちに相談する体制、こういうものはどういうふうになっているのか伺わせていただきたいと思います。

例えば、院内に相談窓口、お医者様や看護師の相談するような窓口があるのかですとか、あるいは、また外部のほうに訴えることができるですとか、そのような仕組みと、それから、また、いただいた相談についてはどのように反映させて、改善されていこうとされているのか、その辺について伺わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋 勝君） 加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先に、少しだけ医師確保に関してお話をさせていただきますけれども、私が管理者に就任して、もう8年目を迎えるわけですがけれども、この病院、グランドオープン、建て替え前の時に管理者に就任したわけですがけれども、その時に医師は28名というふうに覚えてございます。その時に、何としてでも医師確保が喫緊の課題であったので、当時の前院長諸角先生、それから、事務長の太田と一緒に、週に1回必ず慶応病院、そして慶応大学、あるいは杏林大学、杏林病院、あと埼玉にある防衛医科大学、いろんな病院を回った覚えがあります。

議員各位は、簡単にこの医療部の医師を増やせとかおっしゃいますけれども、そんな簡単な話ではございませんで、本当に何回も大学病院にお願いしてきました。特に慶応

病院に行った時には、先ほど松山院長が、イメージが福生というのはよくないんじゃないかって話をしていましたけれども、福生病院と日野市立病院からは、特に慶応のほうに依頼が多いというふうなことを聞いて、当時の日野の市長が馬場市長、慶応大学出身でございましたので、その部分でどうしても、やっぱり頼まれたら断り切れないという、そんなお話がありました。

それぐらいやっぱり大変なことで、今、おかげさまで50名を超えてこういう状況になっているので、大変ありがたい状況が続いているなっていうふうに思っていますが、それぐらいちょっと医師確保っていうのは大変な状況でございます。

これからも何とかそれは努力していこうと思っておりますけれども、そこで福生病院での医師、看護師の確保、定着はということでございますので、公立福生病院には「誠実にハイレベルな二次医療機関」という院長の経営ビジョンがございます。現在、このビジョンの達成を目指し、BSCという手法を使い、職員全員で取り組んでおります。

医療を取り巻く状況の大きな変革の中で、このビジョンに共感し、達成へ向け、貢献することのできる人材の確保、定着を図る取り組みが急務でございます。

このようなことから、医師につきましては、近隣病院との給与水準の均衡を図り、医師手当の引き上げを実施することとし、本日、平成28年度予算案に計上させていただきました。

看護師につきましては、看護教育など人材育成の仕組みが充実していることが当院の大きなセールスポイントとなっており、他の病院に比べ、採用に苦勞することはございませんでした。このような、いわゆる当院の「強み」につきましては、さらに磨きをかけ、また、見直すべきものはスピード感を持って対応してまいりました。

全国的に医師、看護師不足が叫ばれている中、当院は着実にその数を増やし、ここ数年は、医師、約60名弱、看護師、約290名と安定しております。今後も、引き続き、院長とともに医師、看護師の確保、定着に取り組んでまいります。

次に、2点目の「長期勤務の医師が離職した場合のスキルや専門性の継承」についてでございますが、医師の離職時に限らず、診療業務におきましても、医師の学会参加などへの対応のため、全ての診療科で複数の医師を配置できるよう努力しております。スキルや専門性につきましては、各診療科で可能な限り継承していただくことになっております。

次に、3点目の「医師・看護師の世代別の定着率や離職の傾向性」についてでございます。

医師の定着率でございますが、平成26年度につきましては、20歳代が20%、30歳代が61.1%、40歳代が80%、50歳以上が92.9%、全体で72%でございます。

退職の理由は、大学病院や東京都からの派遣人事による退職が主なものとなっており、このほか育児などの家庭の事情、診療所の開業などとなっております。

次に、看護師の平成26年度の定着率でございますが、20歳代が93.6%、30歳代が87.8%、40歳代が89.2%、50歳以上が84%、全体で90%でございます。

退職の理由は、結婚、出産、配偶者の転勤など、家庭の事情が主なものとなっており、

このほかメンタルヘルスや腰痛などの健康状態を理由としたもの、他の事業所などへの転職などが挙げられます。

そして、4点目の「医師、看護師の抱える悩み等についての相談は、それぞれどのような体制でどのように反映改善されているのか」についてでございますが、医師、看護師等の抱える悩みにはさまざまなものが考えられ、業務上の悩み、自身のキャリア形成などのほか、最近では、心の健康に係わる悩みが増えてきております。このことから、平成26年度「公立福生病院心の健康づくり計画」を策定し、所属長を含む職員が相談しやすい相談窓口として、上司、産業医、庶務課など、院内に複数設置し、相談体制などを構築いたしました。

なお、この計画は、医師、看護師共通のものでございます。

また、「職員に対する職業性ストレス簡易調査」を年1回実施し、結果につきましては、個々の職員がその状態に気づき、自ら改善に努めていただくよう、職員にお知らせをするとともに、職場別に職員のストレス状態を分析し、所属長に対する研修を行っております。

以上で、五十嵐議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中嶋 勝君） 8番五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） それぞれ再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。本当にお医者様の確保ということは、前回も一般質問させていただきましたので、もう十分わかっております。本当に大変なところの、まず一つとして、金銭的な面での改善を図っていただきましたこと、非常にありがたく思いますが、お医者様のことについての再質問をもう一遍させていただきたいと思います。

先ほど全協でのお話でもありましたけれども、やはり女性医師、女医さんが増えてきているということで、世間でもやはり3割という女性のリーダーの登用3割導入を目指してということをおっしゃっておりますので、この分野においては非常に3割ということが定着してきているのかなというふうに考えるんですが、ただ、先ほどのアンケートにも転職をされる方、女性に限っては、もうだんとうで育児という理由が多くなっております。また、今後、女医さんがもし転職を考えるとしたら、やっぱり育児の必要性ということから転職を考えるというふうに言われているんですね。それで、私は、やはり育児のしやすい環境づくりということも非常に女医さんの定着を目指すには重要なことではないかというふうに考えております。

一つといたしましては、ちょっと具体例、これはできるかできないかということは置きまして、例えば、近隣の保育園との連携ですね。お子さんを抱えている女医の方を優先的にそういうところに入園できるような仕組みづくりとかそういうことは考えられないかということが一つ目です。

それと、看護師においては、非常に看護教育優れているというお話がございましたので、実際的にどのような看護教育が行われているのか伺わせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋 勝君） 一問一答でお願いします。事務長。

○事務長（川野治男君） 今、育児をしやすいような医師の環境づくりということがございました。実態は、都内から通われていらっしゃる方が多くて、都内の保育園に預けてからこちらで勤務という、あと、都内の学童とかいう、そういったものが実際にうちの病院での課題になっております。

ですから、近隣の保育園というよりは、そういった都内の民間の保育園、学童に対する補助とかそういったものについては、今、検討している最中なんですけど、それにつきましては、女性の医師が働きやすいような環境づくりについては、今後も継続して検討していきたいというふうには考えております。

あと、看護師のほうの教育内容につきましては、看護部長のほうからお答えいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋 勝君） 一柳看護部長。

○看護部長（一柳景子君） 看護部の教育ということですが、院内の教育は院内のラダー教育となっていて、ラダー4段階の教育を行っています。これは、多分ほかの病院とも差異はないと思っておりますけれども、うちの病院が一番大事にしているのは、個々に合わせた教育をするということで、さまざまな背景を持った入職者がおりますので、その職員の能力に合せて急がせずに教育をするということを充実させ、あとは全員が参加した教育をするという体制を整えておりますので、こちらのほうがやっぱり身になっていると思っておりますので、定着率の向上にもつながっていると思っております。

以上です。

○議長（中嶋 勝君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。非常に育児にも着目していただきまして、働きやすい環境づくりをつくって今検討中だということですので、これはぜひまたお進めいただきたいと思います。

それと、看護教育については、以前はプリセプターというような制度があったんじゃないか。それが今では、ちょっとそれは時代遅れではないかというような話もあって、チームでの教育ということが非常に大事だということで、福生病院ではそのような環境で教育をされているということも非常によくわかりましたので、この点については再々質問することはございません。ありがとうございました。

それから、市職員の大量退職に伴うというこちらのほうも、複数化していらっしゃるということで、今後、問題はないというようなことで伺いましたので、この点についてはわかりました。

それと、3点目の世代別の定着率なんですけれども、医師の定着率は20代がやはり、新人の方は低いということでもよろしいでしょうか。それはやはり、派遣人事の異動によるものかどうかということで、特に何か問題があってという形ではないということでしょうか。

そして、また、うれしいなと思いましたが、40代、50代の方の定着率が非常に高い

ということで、先ほどのアンケートで申しますと、転職を考えたことがあるかもしれないけれども、やはりこれから残っていこうというふうに考えられたのでしょうかね。ここの福生病院に骨をうずめるような気持ちで働いてくださっているのかなというような、そのような気持ちがいたしました。

また、看護師の方に対しましては、おおむね 90%ですか、定着率があるということで、非常に安心をしました。

それで、平成 26 年度から新たな相談体制をつくられたということですので、ここ、もう少し詳しく教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋 勝君） 庶務課長。

○庶務課長（島田 宗男君） 相談体制につきましては、一昨年、そのあたりの構築をさせていただきまして、幾つか院内に窓口を設けようということになりまして、産業医をはじめとして庶務課のほうでも相談を受けています。それから、所属職員の状態に気づいた上司からも相談をしていただいて結構ですと周知しています。

それから、管理者の答弁にはございませんでしたが、精神科医が病院内で勤務しておりますので、そちらの先生のほうにかかれるよう、間口を広げております。

実際に、何件か相談がありまして、庶務課のほうでも 2 件ほど相談に乗っているところでございます。

また、年に 1 回、ストレス調査、職業性のストレス調査をやっておりまして、そこで、やや危ないと言うんですか、そういう方については本人が所属長に相談する場合も何人かはいらっしゃると思いますが、まずは職員自身が気づいてセルフケアをしていただくよう、お願いをしています。

それから、それと別に、職場別に心の健康のリスクというものを出示しておりまして、今年につきましては、係長さん、もしくは課長さんに、「あなたの職場の状況はこういう状況です」とお知らせしております。この中でできれば、組織の中でディスカッションしていただいて、解決に結びつけていただけたらということでお願いしております。以上です。

○議長（中嶋 勝君） 五十嵐議員。

○8 番（五十嵐みさ君） そうしますと、いろいろ体制つくっていただいて、やはりご相談があった時には、上司の方とも結びつけるようなそういう仕組みがあると、わかりました。

ただ、上司とうまくいかないですとか、そうした時には、どのようなところに相談してそれを解明されるのか、ちょっと伺わせていただきたいと思います。

○議長（中嶋 勝君） 庶務課長。

○庶務課長（島田 宗男君） 上司も悩まれていると思うので、上司からの相談も受け付けているという状況ですので、ご一緒にいらっしゃる場合と別々にいらっしゃる場合がありますけれども、ご質問のような場合は外部資源の活用というのが、これから課題になってくると思います。今、職員の皆さんにお知らせしているのは、東京都市町村職員共済組合の電話相談、それから、東京都の電話相談、そこら辺をお薦めしております。

メンタルヘルスのチェックの中でもレベルが１、２、３、４の四つに分けられておりますけれども、４の方については、場合によっては受診をお薦めする、もしくはカウンセリングをお薦めする場合がありますけれども、今年１年につきましては、そういう医療につなげるような案件はございませんでした。

以上でございます。

○議長（中嶋 勝君） 五十嵐議員。

○８番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

上司の方も悩まれるということですが、一番のところは、人間関係のところなのかなということが今のご答弁でも垣間見ることができたんですけれども、特に女性の場合、なかなか相談までに結びつかないという、不満だけを抱えたまま背負われてしまうようなことがあってもいけないと思います。なかなか言いづらいというような環境が、女性の場合はあるようにも考えております。私もそうでございますが。

やはり女性に女性に相談しやすい、あるいは男性に男性に相談しやすいということも調査で判明した一つにあげられてございます。ですので、この相談体制、非常に重要なことで、本当に人の生き死に係わる、一番ストレスを抱えるところでの業務でございますので、丁寧に対応していただいて、また、外部等の機関もお使いいただきまして、皆さんが本当に喜んで働ける、そういうことがこれからの福生病院の売りにもなっていくのではないかなというふうに考えますので、定着率と確保というような、固い言葉で言いますと固いイメージになってしまいますけれども、皆さんが安心して働きやすい病院である、それはイコール患者様にも反映されるものであるというようなことを、また目標にしていただければと思って今回質問させていただきました。

まだちょっと時間がございますが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中嶋 勝君） これをもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（中嶋 勝君） 次に、日程第４、議案第１号、専決処分の承認を求めることについて〔福生病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例〕の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第１号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、腹腔鏡下手術による肝臓切除を１２月上旬に実施することとなりましたが、この手術の実施に係る施設基準要件として、消化器外科を新たに追加するため、福生病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり福生病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中嶋 勝君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。これより、議案第1号、専決処分の承認を求めることについての討論に入りますが、本件についての通告がありません。ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて〔福生病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例〕の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（中嶋 勝君） 次に、日程第5、議案第2号、福生病院組合組織条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 議案第2号、福生病院組合組織条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

本案は、病院事業における組織を見直す必要があるもので、提出するものでございます。

公立福生病院では、現在、少子高齢化の進展に伴う疾病構造の変化や医療制度改革などに的確に対応し、地域の医療ニーズに応じていくため、地域包括ケア病棟の設置準備を進めております。

病院完結型から地域完結型の医療へ大きくシフトするためには、それぞれの職場が、その保有する機能を十分に発揮させるとともに、医師、看護職員、医療技術職員、社会福祉士などによる他職種協働の体制づくりが必要であると考えております。

このことから、医療部を、診療部、医療技術部、薬剤部の3部に分割するとともに、医療・福祉相談や地域医療連携、入退院支援などを総合的に担当する部門として、新たに患者支援センターを設置しようとするものでございます。

細部につきましては、庶務課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中嶋 勝君） 庶務課長。

○庶務課長（島田宗男君） 議案第2号、福生病院組合組織条例の一部を改正する条例の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

これは、福生病院組合組織条例新旧対照表でございまして、まず、第1条の改正でございしますが、医療部を、診療部、医療技術部、薬剤部の3部に分け、新たに患者支援セ

ンターを設置しようとするものでございます。

次に、第2条でございますが、第1条の改正に伴いまして、それぞれの部の事務分掌を定めるものでございます。

まず、診療部の事務分掌でございますが、第1号から順に、患者の診療、患者の入退院の決定、診療録・診断書・指示簿等に関する事、診断書及び検案書の作成、人間ドック、健康診査及び健康診断、医学研究、その他診療に付随する業務に関する事といたしました。

次の医療技術部の事務分掌でございますが、検体検査、生理機能検査、病理検査、3ページにまいりまして、放射線撮影及び照射、MRI撮影、機能回復訓練、患者の栄養指導及び栄養相談、給食の調理、生命維持管理装置の操作・保守点検及び安全管理、医療機器の保守及び管理、その他医療技術業務に関する事といたしました。

次の薬剤部でございますが、調剤及び製剤に関する事、患者の服薬指導、麻薬その他の医薬品及び薬用材料の管理、処方せんの整理保管、その他薬剤業務に関する事といたしまして、看護部でございますが、第1号中「看護」を「日常生活援助」に改め、第3号中「医療機器の管理」を削る改正といたしました。

次に、患者支援センターでございますが、紹介患者の受入調整、入院支援及び退院調整、地域医療連携、医療相談及び医療福祉相談、その他患者の支援に関する事といたしました。

最後に、附則でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第2号、福生病院組合組織条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

○議長（中嶋 勝君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第2号、福生病院組合組織条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号、福生病院組合組織条例の一部を改正する条例の件をお諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（中嶋 勝君） 日程第6、議案第3号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第3号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

本条例は、人事院及び東京都人事委員会の勧告等を考慮した職員の給与改定並びに医師及び歯科医師に係る手当の見直し等を行う必要があるので提出するものでございます。

主な内容でございますが、東京都の給与改定に準拠し、再任用職員を除く職員につきまして、平成27年度の給与月額を平均で0.13%、370円ほど引き上げ、期末勤勉手当につきましては、0.1カ月引き上げて年4.2カ月分としようとするものでございます。

また、平成28年度の改正といたしまして、医師及び歯科医師に係る手当を見直すため初任給調整手当を廃止するほか、薬剤部、医療技術部の新設に伴い、医療技術職の給料表に部長職の5級を追加しようとするものであります。

なお、細部につきましては、庶務課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中嶋 勝君） 庶務課長。

○庶務課長（島田宗男君） 議案第3号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案資料の4ページをお開きいただき、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表をご覧くださいと存じます。

まず、表題に第1条関係と記載しておりますが、平成27年度中に施行する改正する部分につきまして、説明をさせていただきます。

まず、第29条第2項でございますが、職員に支給する期末勤勉手当を4.2月から4.3月に0.1月引き上げるため、6月及び12月の勤勉手当をそれぞれ100分の80から100分の85に引き上げるもので、同条第3項の改正では、再任用職員に支給する期末勤勉手当を2.2月から2.25月に引き上げるため、6月及び12月の勤勉手当をそれぞれ100分の37.5から100分の40に改めるものでございます。

次に、第32条の2第1項でございますが、これは第17条に定める住居手当の支給を課長職に適用しない規定でございまして、第2項は、第8条第3項及び第4項に定める昇給、第14条及び第15条に定める扶養手当の支給、第17条に規定する住居手当の支給規定を事務長及び部長職に適用しない規定でございまして、今回の条例の改正に合せまして、条文の整理を行うものでございます。

次に、附則第3項でございますが、平成27年度の勤勉手当の引き上げ分といたしまして、平成28年3月の期末手当に限り、職員については100分の25から100分の35とし、再任用職員については100分の15から100分の20とする特例措置を設けるものでございます。

次に、5ページの別表第1のA行政職給料表（一）でございますが、平成28年1月1日現在、事務職及び福祉職の職員21人に適用している給料表でございまして、この表は10ページまで続いておりますが、アンダーラインを引いた給料月額を改定し、給料表上

の単純平均で 480 円、0.15%の引上げを行うものでございます。

次に、10 ページの別表第 2 をご覧いただきたいと存じます。

まず、ア医療職給料表（一）でございますが、1 月 1 日現在の医師及び歯科医師 54 人に適用している給料表でございますが、14 ページまで続いておりますが、これら全ての給料月額を改定いたしまして、給料表上の単純平均で 664 円、0.15%の引上げを行うものでございます。

次に、14 ページのイ医療職給料表（二）でございますが、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師などの医療技術職に適用している給料表でございますが、この表は 19 ページまで続いておりますが、アンダーラインが引いてある給料月額を改定し、給料表上の単純平均で 471 円、0.15%の引上げを行うものでございます。

次に、19 ページのウ医療職給料表（三）でございますが、助産師、看護師などに適用している給料表でございますが、この表は 24 ページまで続いておりますが、アンダーラインが引いてある給料月額を改定いたしまして、給料表上の単純平均で 467 円、0.15%の引上げを行うものでございます。

25 ページをご覧ください。このページからは、第 2 条関係の新旧対照表となっておりますが、平成 28 年 4 月 1 日から施行しようとする改正でございます。

最初に、第 6 条でございますが、現在、規則に定めております級別標準職務表を、等級別基準職務表として、新たに別表第 2 の 2 に定めようとするものでございます。

次に、第 13 条でございますが、医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師の初任給調整手当に係る支給規定を削除いたしまして、条文の整理を行ったものでございます。

次に、第 31 条でございますが、新たな行政不服審査法が施行されたことから、条文の整理を行うものでございます。

次に、第 32 条の 2 第 2 項でございますが、医療技術部及び薬剤部の設置に伴いまして、条文中に医療職給料表（二）の適用を受ける職員を加え、新たに設置する薬剤部長、医療技術部長について、この条例で定める昇給、扶養手当及び住居手当の支給に係る規定を適用しないこととするものでございます。

26 ページをお開きください。

次に、別表第 1 のア行政職給料表（一）の改正でございますが、再任用の事務職員等に適用している給料月額について、組織市町及び東京都の給料月額との均衡を考慮して、給料表上の単純平均で 1,500 円、0.54%の引き下げを行うものでございます。

次に、イ行政職給料表（二）でございますが、看護補助職員に適用している表でございますが、先ほどと同様の理由によりまして、表上の単純平均で 1,633 円、0.72%の引き下げを行うものでございます。

次に、別表第 2 のイ医療職給料表（二）でございますが、医療技術部及び薬剤部の設置に伴いまして、部長職の給料月額として、職務の級 5 級を追加するものでございます。

27 ページをご覧ください。

次に、別表第 2 の 2 でございますが、規則に定めている級別標準職務表を、新たに等

級別基準職務表として規定するものでございます。

アは、事務職及び福祉職に適用する行政職給料表（一）、イは、看護補助職に適用する行政職給料表（二）、28 ページにまいりまして、ウは、医師及び歯科医師に適用する医療職給料表（一）、エは、医療技術職に適用する医療職給料表（二）、オは、助産師及び看護師等に適用する医療職給料表（三）の等級別基準職務表となっております。

29 ページをご覧ください。

次に、別表第4でありますが、管理職の範囲及び手当の額を定めておりますが、今回の組織見直しに伴いまして、「医療部部长」を「診療科の部長」に改めるものでございます。

30 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、附則の第1条でありますが、この改正条例第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正につきましては、公布の日から施行し、改正条例第2条による改正につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2条でありますが、改正条例第1条による給料表の改正は平成27年4月1日にさかのぼって適用し、勤勉手当を引き上げる改正につきましては、平成28年3月1日から適用するものでございます。

次に、第3条でありますが、昨年4月1日から施行日の前日までに支払われた給与を改定後の条例による給与の内払いとみなす規定でございます。

以上で、議案第3号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましての細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋 勝君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより議案第3号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件をお諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（中嶋 勝君） 次に、日程第7、議案第4号、福生病院組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 議案第4号、福生病院組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

本条例は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる年金一元化法の施行を受け、地方公務員災害補償法施行令が一部改正されたことなどに伴い、条文の整備を行うものでございます。

細部につきましては、庶務課長から説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中嶋 勝君） 庶務課長。

○庶務課長（島田宗男君） 議案第4号、福生病院組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案資料の31ページをお開きいただき、福生病院組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表をご覧くださいと存じます。

なお、本条例の対象者でございますが、監査委員、公立福生病院倫理審査委員会などの外部委員、その他非常勤の嘱託員を対象としているものでございます。

まず、第1条関係の改正でございますが、公布の日から施行する改正でございます。

第2条でございますが、平成22年1月1日に施行されました雇用保険法の一部を改正する法律により船員保険法が改正され、非常勤職員の船員について、地方公務員災害補償の適用対象となったことから、第2号の船員保険法に基づく船員保険の被保険者を削るものでございます。

次に、第14条でございますが、平成25年4月1日施行の地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律など二つの法律が施行されたことによりまして、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたことなどから、条文の整理を行うものでございます。

次に、第22条でございますが、先ほどの船員保険法の改正に伴いまして、条文の整理を行うものでございます。

32ページをお開きいただきたいと存じます。

附則第8条の改正でございますが、これは、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律、いわゆる年金一元化法の昨年10月1日施行に伴いまして、共済年金制度が厚生年金制度に統合されたことから条文の整備を行うものでございます。地方公務員災害補償法施行令の一部改正を受け、表中の規定順序を大きく並び替えているため、改正箇所に関わらず、表全体の規定に下線を引いておりますが、調整率には変更がなく、従来どおりの補償内容となっております。

まず、附則第8条第1項の表では、この条例に基づきまして、表の左欄に記載の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を公務災害補償として受ける際、同一の事由により他の法令に基づいて表の中欄に掲げる年金が支給される場合について、表の右欄に補償額を調整する率を定めているものでございまして、具体的な改正箇所でございますが、傷病補償年金では、1番目から3番目の規定について、年金一元化法の施行に伴

って条文の整理をし、33 ページの4番目から6番目につきまして、この改正に合わせ文言の整理を行った上で、政令の規定に合わせて順序を並びかえております。

33 ページの障害補償年金では、1番目から3番目が法改正に伴う条文の整理、4番目から6番目までの文言の整理をいたしまして、遺族補償年金では、1番目、34 ページにまいりまして、2番目、3番目が法改正に伴う条文の整理、4番目から6番目までが文言の整理を行い、同様に規定の順序を並び替えております。

次に、34 ページの附則第8条第2項でございますが、この条例による休業補償と他の法令による給付との調整について定めたもので、第1項の改正と同様、1番目から3番目までが年金一元化法の施行に伴う条文の整理、4番目から6番目までが文言の整理を行い、規定の順序を並び替えております。

36 ページをお開きください。

次に、第2条関係の新旧対照表でございますが、これは、平成28年4月1日から施行しようとする改正でございます。

これは、地方公務員災害補償法施行令の一部が1月22日に公布されまして、この施行令に基づき傷病補償年金を公務災害補償として受ける際、同一の事由により厚生年金保険法により障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改める政令改正が行われ、平成28年4月1日から施行されることとなりました。このことから、附則第8条第1項の表中、傷病補償年金の2番目でございます障害厚生年金等の調整率を0.86から0.88に改めるものでございます。

また、37 ページでございます附則第8条第2項の表中でございますが、休業補償につきましても、表の2番目でございます障害厚生年金等の調整率を同様に0.86から0.88に改めるものでございます。

39 ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、附則でございますが、第1項は、改正条例第1条による改正について公布の日から施行し、改正条例第2条による改正は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、第2項でございますが、改正条例第1条による附則第8条の改正規定は、法改正の施行日でございます平成27年10月1日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

次に、第3項でございますが、第1条による改正後の条例附則第8条の規定は、改正条例の適用日以前に支給すべき事由の生じた補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る補償について適用することとし、適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る年金補償及び休業補償については、従前の例によることとするものでございます。

次に、第4項でございますが、公務災害に係る受診の初日がこの条例の適用日前であって、公務災害の認定が適用日以降である場合で、40 ページの1行目からになりますが、共済年金の職域加算給付等の受給権者が同一の受給事由により障害共済年金又は遺族共済年金を受ける時は、この改正後の条例附則第8条第1項の規定を適用しないことを定

めるものでございます。

次に、40 ページの第5項でございますが、この改正条例第1条による改正後の条例の規定を適用する場合において、適用日からこの条例施行の前日までの間に現行の条例附則第8条の規定により支給された補償は、改正後の条例の内払いとみなす規定でございます。

41 ページをご覧ください。最後になりますが、第6項でございます。この改正条例第2条による改正後の附則第8条の規定は、政令の施行日でございます平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上で、福生病院組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましての細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋 勝君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） すみません、基本的なことでまことに申しわけないんですが、この非常勤の方、この条例で言う職員の方、非常勤の委員の方ですとか監査、それから、審査・審議会及び調査会というふうに書かれてございますが、どのような委員会ですとか調査会ですとか審議会とあるのは、どんなところか教えていただきたいと思っています。

○議長（中嶋 勝君） 庶務課長。

○庶務課長（島田 宗男君） 公立福生病院に設置している委員会が幾つかございまして、外部の先生、有識者を入れた委員会が三つございます。一番大きなものが公立福生病院倫理審査委員会というもので、これは弁護士の先生も入っているもので、その方たちに適用するものでございます。

そのほか、治験審査委員会にも外部委員が入っております。また、臨床研修医の研修管理委員会というのがありまして、その研修管理委員会にも2市1町の医師、それから、研修先の施設の方が入っておりますので、この方たちが対象になります。

以上です。

○8番（五十嵐みさ君） わかりました。

○議長（中嶋 勝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） これをもって質疑を終了します。

これより議案第4号、福生病院組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号、福生病院組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件をお諮りいたします。議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

再開は午後 3 時 10 分といたします。

午後 3 時 02 分 休憩

午後 3 時 10 分 再開

○議長（中嶋 勝君） 休憩前に引き続きまして議会を再開いたします。

次に、日程第 8、議案第 5 号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第 5 号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により地方公務員法が一部改正されたため、条文の整理を行う必要があるため、提出するものでございます。

改正の内容でございますが、第 1 条の福生病院組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正、第 2 条の福生病院組合職員の旅費に関する条例の一部改正として、いずれも第 1 条中、地方公務員法第 24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に改め、条文の整理を行おうとするものでございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中嶋 勝君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 5 号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 5 号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件をお諮りいたします。議案第 5 号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（中嶋 勝君） 日程第9、議案第6号、平成28年度福生病院組合病院事業会計予算及び日程第10、議案第7号、平成28年度福生病院組合組織市町の負担金についての2件につきましては、関連がございますので一括での議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第6号、平成28年度福生病院組合病院事業会計予算及び日程第10、議案第7号、平成28年度福生病院組合組織市町の負担金についての2件を一括での議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第6号、平成28年度福生病院組合病院事業会計予算並びに議案第7号、平成28年度福生病院組合組織市町の負担金について、ご説明を申し上げます。

最初に、議案第6号、平成28年度福生病院組合病院事業会計予算でございますが、収益的収支につきましては、地域包括ケア病棟の開設に伴い89億8,509万5,000円と、前年度より約2億6,300万円増加し、過去最大の予算規模となっております。

次に、議案第7号、平成28年度福生病院組合組織市町の負担金についてでございますが、企業債償還の開始により、昨年よりも1,520万2,000円の増額となっております。

細部につきましては、経理課長から説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中嶋 勝君） 経理課長。

○経理課長（田野太郁哉君） 議案第6号、平成28年度福生病院組合病院事業会計予算細部について、ご説明を申し上げます。

お手元の平成28年度福生病院組合病院事業会計予算書1ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。

第1号は、病床数で316床でございます。

第2号は、年間延患者数で、アの入院9万8,550人、前年度比1万1,808人の増、イ外来20万1,447人、前年度比243人の増を見込んでおります。

第3号は、1日平均患者数で、アの入院は、年間365日計算で1日平均270人、前年度比33人の増、イの外来は、土日祝日等を除いた年間243日の計算で1日平均829人、前年度比1人の増を見込んでおります。

第4号は、主要な建設改良事業で、アの建設改良費1,000円は科目存置で、イの医療器械購入費1億1,000万円は、公立福生病院医療機器等更新計画に基づき医療機器等の購入費用でございます。

第3条は収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出につきましては、附属資料の実施計画説明書でご説明を申し上げます。

25 ページの実施計画説明書をご覧ください。

最初に、第3条の収益的収入及び支出で、収入の第1款病院事業収益は、89億8,509万5,000円、前年度比2億6,348万1,000円の増を見込んでおります。

第1項医業収益は、72億3,885万4,000円で、前年度比4億7,609万1,000円の増を見込んでおります。

内訳といたしまして、第1目入院収益は49億2,641万5,000円、前年度比4億2,528万6,000円の増で、主な要因として、平成28年度より包括ケア病棟の開設に伴い3億2,521万5,000円の増収を見込んだものでございます。

第2目外来収益は20億3,985万2,000円、前年度比5,477万4,000円の増で、主な要因として、直近の状況を参考に、診療単価を1万126円と見込んだものでございます。

第3目その他医業収益は、2億7,258万7,000円で、前年度比396万9,000円の減となり、ほぼ前年度並みを見込んでおります。

26 ページをご覧ください。

第2項の医業外収益は、17億111万7,000円、前年度比2億1,594万円の減を見込んでおります。この主なものは、第2目他会計補助金と第5目他会計負担金は、地方公営企業法に基づき組織市町に拠出していただいているもので、他会計負担金344万円の増を見込んでおります。

第4目都補助金3億9,047万8,000円、前年度比105万円の減は、平成27年度の病床利用率が前年度を下回ることを見込んだことによる公立福生病院運営事業補助金の減を見込んだものでございます。

第6目長期前受金戻入は3億31万4,000円、前年度比4,910万4,000円の減を見込んでおります。これは、補助金等により取得した償却資産に対する当年度分の減価償却相当額を収益化したものでございます。

27 ページの第3項特別利益は4,512万4,000円、前年度比333万円の増を見込んでおります。この主なものは、第2目過年度損益修正益で、過年度分の診療報酬の再査定分の収益を見込んだものでございます。

28 ページをご覧ください。

支出の第1款病院事業費用は、89億8,509万5,000円、前年度比2億6,348万1,000円の増を見込んでおります。

第1項組合管理費は、217万円、前年度比5万6,000円の減を見込んでおります。

第2項医業費用は、86億4,460万円、前年度比3億547万7,000円の増を見込んでおります。この主な要因は、第1目給与費の46億7,861万8,000円、前年度比1億6,152万2,000円の増で、主な要因として、医師手当の増加などでございます。

30 ページをご覧ください。

第2目材料費は17億5,985万9,000円、前年度比6,053万5,000円の増で、主な要因として、患者数の増加に伴う材料費の増を見込んでおり、薬品費で3,938万円の増、診療材料費で1,488万6,000円の増となっております。

第3目経費は14億6,493万6,000円、前年度比1,746万6,000円の減で、主な要因と

して、光熱費、委託料、電子カルテシステムの無償保守の期間等が主なものでございます。

33 ページの第 4 目減価償却費は、6 億 9,050 万 7,000 円、前年度比 1 億 2,620 万 4,000 円の増で、これは病院建物や医療機器などの減価償却分でございます。

第 3 項医業外費用は、2 億 8,162 万 7,000 円、前年度比 4,520 万 1,000 円の減で、主なものは、第 1 目支払利息で 1 億 8,073 万 5,000 円、前年度比 476 万円の減、第 3 目雑損失は 8,095 万 4,000 円、前年度比 4,699 万 6,000 円の減で、医療機器等の購入に伴い課税仕入れ控除対象外消費税が減ることによるものでございます。

34 ページの第 4 項特別損失は 4,669 万 8,000 円、前年度比 326 万 1,000 円の増を見込んでおります。

第 5 項予備費 1,000 万円は、前年度と同額でございます。

続いて、35 ページの 4 条資本的収入及び支出でございますが、収支全体の内容をご説明いたしますと、収入の第 1 款資本的収入が、4 億 9,632 万円に対し、支出の第 1 款資本的支出が 5 億 3,583 万円と、資本的収入額が資本的支出額に対し 3,951 万円不足しておりますが、この不足分は損益勘定留保資金で補填いたします。

まず、収入の第 1 款資本的収入は 4 億 9,632 万円で、前年度比 7 億 5,985 万 7,000 円の減を見込んでおります。

第 1 項企業債は、1 億 1,000 万円、前年度比 7 億 7,820 万円の減で、医療機器等の整備に充てるものでございます。

第 2 項他会計補助金は、1 億 4,809 万 7,000 円、前年度比 158 万 6,000 円の増で、これは新病院建設に対する補助金及び病院運営に対する補助金でございます。

第 3 項都補助金は、4,517 万 5,000 円、前年度比 399 万 2,000 円の減で、これは新病院建設に要した企業債の元利償還金に対する東京都の補助金でございます。

第 4 項他会計負担金は 1 億 9,283 万 8,000 円、前年度比 2,078 万 1,000 円の増で、これも新病院建設に対する負担金及び病院運営に対する負担金でございます。

第 5 項固定資産売却収入は科目存置で、前年度同様 1,000 円を計上しております。

第 6 項その他投資返還金は、20 万 9,000 円、前年度比 3 万 2,000 円の減で、これは医師及び看護師が借り上げ住宅から退去した際の敷金返還金でございます。

続きまして、36 ページの支出の第 1 款資本的支出は、5 億 3,583 万円で、前年度比 7 億 3,989 万 4,000 円の減を見込んでおります。

第 1 項建設改良費は、1 億 1,000 万 1,000 円、前年度比 7 億 7,820 万 6,000 円の減で、公立福生病院医療器械等更新計画に基づき医療器械等の購入費用でございます。

第 2 項企業債償還金は、4 億 2,284 万 6,000 円、前年度比 3,746 万 7,000 円の増で、これは新病院建設事業、用地取得事業、医療機器購入事業の企業債元金償還金でございます。

第 3 項その他投資は、298 万 3,000 円、前年度比 84 万 5,000 円の増で、これは、収入のその他投資返還金と対をなすもので、住宅借り上げの際の敷金を用立てるものでございます。

それでは、2 ページにお戻りください。

第5条企業債は、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

第6条一時借入金は、借入金の限度額を10億円に定めようとするもので、前年度同額となっております。

第7条予定支出の各項の経費の金額を流用できるものとして、組合管理費、医業費用、医業外費用と定めるものでございます。

3 ページの第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、給与費46億8,005万2,000円、交際費60万円と定めるものでございます。

第9条他会計からの補助金は、収益的支出に対して補填のため、組織市町から受ける補助金を1億1,771万1,000円と定めようとするもので、前年度比1,060万5,000円の減でございます。

第10条棚卸資産の購入限度額は、限度額を10億円に定めようとするもので、前年度同額となっております。

以上が議決をいただく部分の説明でございます。

5 ページ以降は附属資料となりますので、概略をご説明させていただきます。

6 ページ、7 ページは、3 条予算である収益的収入及び支出、8 ページ、9 ページは4 条予算である資本的収入及び支出、それぞれの款項目別の実施計画でございます。

10 ページは病院事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書で、これは当年度中の現金の動きをあらわすものでございます。資金期末残高は14億9,477万円でございます。収支均衡と現金との連動はないので、予算の執行状況だけでは資金の把握が困難になることから、現金・預金等の資金の適正な調達と運用を図るために作成された計画でございます。

次の12 ページから16 ページまでは、給与費明細書となっております。

18 ページ、19 ページは、平成28年度予定貸借対照表でございます。

20 ページ、21 ページは、平成27年度予定貸借対照表でございます。

22 ページは、平成27年度予定損益計算書でございます。

23 ページ、24 ページは、会計方針等を注記した書類となっております。

25 ページ以降は、先ほど予算内容を具体的に説明いたしましたが、実施計画説明書となっております。

以上で、平成28年度福生病院組合病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第7号、平成28年度福生病院組合組織市町の負担金細部についてご説明申し上げます。

お手元の議案資料の44、45 ページをお開きください。

初めに、44 ページ下の表の運営負担金をご覧ください。

運営負担金とは、病院の経営健全化の促進、経営基盤の強化を目的として、地方公営企業法第17条の2及び第17条の3などに基づき、組織市町にご負担していただいている経費で、主に公立病院としての使命である地域住民の健康維持及び増進を図るため、特殊な医療で採算を図ることが困難な救急医療や保健衛生行政経費などについてのご負

担をいただいているものでございます。

その負担金の負担割合は、組織市町の運営負担金に関する覚書に基づき、組織市町、住民の病院利用延べ患者数や該当年度の予算を基に算出しておりまして、平成 28 年度における負担割合は、福生市 48.0%、羽村市 30.5%、瑞穂町 21.5%となります。それぞれの負担金は福生市 3 億 4,445 万 1,000 円、前年比 860 万 5,000 円の増、負担割合は前年と同率、同様に、羽村市 2 億 1,886 万 9,000 円、616 万 7,000 円の増、0.1%の増、瑞穂町 1 億 5,428 万 5,000 円、315 万 4,000 円の増、0.1%の減、合計で 7 億 1,760 万 5,000 円、1,792 万 6,000 円の増でございます。

続きまして、45 ページの表、建設負担金をご覧ください。

建設負担金とは、運営負担金と同様に地方公営企業法等により定められているもので、新病院建設に要した経費や企業債元利償還金について、組織市町に負担をいただいているものでございます。その負担金の負担割合は、組織市町と建設負担金に関する組織市町の覚書に基づき、組織市町住民の病院利用延べ患者数をもとに算出しておりまして、平成 28 年度の負担割合は、福生市 49.5%、羽村市 29.8%、瑞穂町 20.7%でございます。それぞれの負担金額は、福生市 2 億 1,255 万 8,000 円、前年度 134 万 8,000 円の減、同様に、羽村市 1 億 2,796 万 4,000 円、81 万 2,000 円の減、瑞穂町 8,888 万 8,000 円、56 万 4,000 円の減、合計 4 億 2,941 万円、272 万 4,000 円の減でございます。

続きまして、44 ページの上段、平成 28 年度福生病院組合負担金をご覧ください。

運営負担金及び建設負担金の合算になります。

負担金合計、福生市、合計額が 5 億 5,700 万 9,000 円で、前年度比 725 万 7,000 円の増、羽村市 3 億 4,683 万 3,000 円で 535 万 5,000 円の増、瑞穂町は 2 億 4,317 万 3,000 円で 259 万円の増、合計といたしましては、11 億 4,701 万 5,000 円で前年度比 1,520 万 2,000 円の増、率にして 1.3%の増でございます。

以上で、議案第 7 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中嶋 勝君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） 質疑なしと認めます。

本件についての討論に入りますが、通告はございません。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、まず、議案第 6 号、平成 28 年度福生病院組合病院事業会計予算の件をお諮りいたします。議案第 6 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中嶋 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋 勝君） 次に、議案第 7 号、平成 28 年度福生病院組合組織市町の負担金に

ついでの件をお諮りいたします。議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中嶋 勝君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋 勝君) 次に、日程第11、議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者(加藤育男君) それでは、議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましてご説明申し上げます。

本案は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の議員定数の削減及び議員の選挙の方法などを変更するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、構成団体の当組合に協議の依頼がありましたので、同法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、細部につきましては、庶務課長から説明させますので、よろしくご審議を賜りましてご承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(中嶋 勝君) 庶務課長。

○庶務課長(島田宗男君) 議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての細部につきましてご説明いたします。

議案資料の46ページをご覧ください、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約新旧対照表をご覧くださいと存じます。

まず、第5条でございますが、議員の定数を10人から5人に改めまして、選挙区団体の長から選挙する規定を削除いたします。

この改正後の議員5人につきましては、選挙区団体の議会の議長から選挙することに改めるものでございます。

第6条第2項では、条文中構成団体の長を削るものでございます。

次に、別表第2でございますが、組合議員選挙区を3区から5区に改めた上で、改正後の選挙区定数をそれぞれ1とし、各区の団体を整理したものでございます。

なお、福生病院組合につきましては、これまでどおり第1区の選挙区となっております。

次に、附則でございますが、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

以上で、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋 勝君) 以上で、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中嶋 勝君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての討論に入りますが、本件についての討論の通告はありません。ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中嶋 勝君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件をお諮りいたします。議案第8号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中嶋 勝君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(中嶋 勝君) 以上をもちまして、本定例議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成28年第1回福生病院組合議会定例会を閉会します。

大変にお疲れさまでした。

午後3時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年5月18日

福生病院組合議会議長 中嶋 勝

福生病院組合議会議員 小宮 國暉

福生病院組合議会議員 武藤 政義